

第25回 地方分権改革有識者会議
第38回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成28年7月5日（火）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、後藤 春彦議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員、森 雅志議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、伊藤 正次構成員、大橋 洋一構成員、小早川 光郎構成員、勢一 智子構成員、野口 貴公美構成員

（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕石破 茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、牧島 かれん内閣府大臣政務官、西川 正郎内閣府事務次官、武川 光夫内閣府審議官、池田 憲治内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成28年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第25回「地方分権改革有識者会議」と第38回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

議員の皆様方、構成員の皆様方におかれましては、御多用中のところを万障繰り合わせて御出席いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

本日は公務御多用中のところを牧島大臣政務官にお越しを頂いております。

また、後ほど11時30分ごろ、石破大臣におかれましても御臨席いただき、御挨拶を頂戴できる予定になっております。その際カメラが入室いたしますので、御了解いただければと思います。

それでは、会議の開催に先立ちまして、牧島大臣政務官からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（牧島内閣府大臣政務官） 皆様、おはようございます。

お忙しいところお集まりを頂きまして、また、日ごろよりこの地方分権改革、たくさんのお推進のための御助力を頂いておりますことを心から感謝申し上げます。

先ほど御挨拶をさせていただいていた向きもあったかと思いますが、6月、7月と多少人事異動がございましたので、引き続きの御指導をお願い申し上げたいと思います。

私、大臣政務官としては大臣、副大臣を支えまして、引き続き地方分権改革を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成26年6月にこの有識者会議において取りまとめていただきました「地方分権改革の総括と展望」において、地方の発意に根差した息の長い取り組みとして導入されました提案募集方式も、今年で3年目となりました。今回、私の地元でも市・町の担当者向けの説明会を開催することになりまして、その後、地方議会議員向けに私からもこの分権改革のお話をさせていただきました。市・町の担当者だけではなくて、また、村の担当者だけではなくて、議員のほうにもある程度の意識を地方議会において持ってもらう必要があるかなと思ひまして、提案を行わせていただいたものです。

その時の感想としましては、地方議会において議論を行ったり、また、議員のほうから提案を行ったときに、市や町の当局者がこれは国のルールなのでもうこれ以上は無理ですとか、国のほうにかけ合っても難しいと思ひますという答弁をしてしまうと、地方議会での議論がそこで終わってしまうということがあるので、そうではなくて、提案募集方式というものがあるではないかというように、議会の側からまた次の提案を行ってもらえるような、地方議会が活発化することを目的としまして、私個人的に行わせていただいたものであります。まだまだ努力しなければならないことがあるなども痛感をさせていただいております。

本日からは、平成28年の提案募集につきまして御議論を開始していただくこととなります。今後、10月中旬までをめぐりに有識者会議、また、専門部会で充実した御審議を頂ければと思っております。また、内閣府としても、国・地方間の調整などを鋭意進めさせていただきます。年末の対応方針の決定に向け、頂いた御提案を最大限実現できるよう図ってまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、最初に配付資料の確認をさせていただきたいと思ひます。お手元を御確認いただければと思ひます。

まず、本日の議事次第、配付資料の一覧表があるかと思ひます。さらに座席図と地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれ配付されているかと存じます。

御確認いただいた上で、本体の資料でございます。

資料1が、「平成28年の地方からの提案募集に係るスケジュール」。

資料2が、「平成28年の地方からの提案と検討区分別の状況」。

資料3が、「平成28年の地方からの提案の特徴」。

資料4が、「平成28年の地方からの提案状況」。

資料5が、「重点事項に関するメルクマール(案)」。

資料6が、「重点事項について(案)」。

資料7が、「予算編成過程での検討を求める提案（例）」。

資料8が、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（例）」。

資料9が、「提案募集の対象外である提案（例）」。

資料10が、「対象外案件のうち、関連部局に対応を依頼する提案（全体）」。

資料11が、「平成26年対応方針のフォローアップ状況」。

資料12が、「地方分権改革・提案募集方式に関する市町村説明会等の結果（報告）」。

資料13が、「政府インターネットテレビを活用した地方分権改革に関する情報発信」。

最後に、参考資料といたしまして、2つございます。

参考資料1が、「地方からの提案（全体）」。

参考資料2が、「提案募集の対象外である提案（全体）」でございます。

大部にわたりますけれども、お手元を御確認いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議事次第をご覧いただければと思いますが「その他」を除きますと、議事は1つ準備してございまして、「平成28年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」という議題でございます。これを審議させていただきたいと思っておりますので、先ほど大部の資料を御確認いただきましたけれども、まず事務局から資料1から資料13及び参考資料について御説明を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。
(横田次長) 地方分権改革推進室の次長の横田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、資料1でございます。

これは平成28年、本年の提案募集に係るスケジュールということでございます。

体裁といたしましては、左半分が今年のスケジュール、右半分が昨年のスケジュールということになっております。3月にこの合同部会を開催させていただきまして、翌日以降、自治体からの募集受付を開始しております。これは6月6日に受付を締め切りまして、その後6月の7日以降、追加で支障事例がないか、また、共同提案の意向はないかということも確認したところでございます。あわせまして、オレンジ色の四角になっておりますが、3月18日から5月12日にかけて市町村の説明会を行っております。この点につきましては、また後ほど御説明したいと思います。

提案事項につきましては本日御議論いただきまして、その御意見を踏まえた上で、明日には関係府省に対して検討を要請したいと考えております。

明日、関係府省に対して検討を要請することに当たりまして、1点補足させていただきます。本年3月に合同会議がございました際に、各府省が行っているアンケートについて御議論がございました。各府省が行っているアンケート、これ自体に分権の観点か

含まれていないのではないか、もしくは照会先が事業担当課のみで、分権担当ではないところに行っているということで、事務局が行ったアンケートと結果が異なったりすることもあるということなので、アンケートのやり方を検討すべきではないかといった御指摘であったかと承知しております。これについては、事務局としても検討いたしまして、アンケートを各省で行う場合には事務局と事前に協議することといったようなことを含めまして、明日の検討依頼にあわせまして関係府省に依頼したいと考えております。

この後、7月の中旬には重点事項について提案団体からヒアリングを行う予定です。

次のページでございますけれども、8月に入りまして、専門部会のほうで関係府省からのヒアリングの1ラウンドを行っていただくという段取り以下、例年と同様の流れで進めていきたいと思っております。9月上旬には、またこの合同部会を開催させていただきまして、各府省からの回答及び専門部会でのヒアリングの状況といったところについて御報告をさせていただくということで想定しております。その後、各府省とのやりとり等を踏まえまして、11月下旬にはこの合同部会として対応方針をまとめていただき、年末には地方分権改革推進本部、閣議で対応方針の決定を行うという段取りを想定しております。

スケジュールといたしましては、以上でございます。

資料2をおめくりください。

これは今年出てまいりました地方からの提案とその検討区分別の状況を整理したものでございます。平成28年の提案総数は303件ということになってございます。このうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」が209件ということになっております。その中で、「重点事項」と整理しておりますが、専門部会で御議論、ヒアリングを行っていただくというように考えておりますものが50件となっております。

その他、「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」が33件、「その他」ということで61件となっております。「その他」と申しますのは、一つは「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」、これが45件、また、「提案募集の対象外である提案」が16件ということで整理いたしております。

この最後の「提案募集の対象外である提案」でございますが、※※の注がございましたけれども、提案募集の対象外であるといいましてもできる限り趣旨に応じて関連部局の対応を依頼する方向で進めてまいりたいと思っております。

資料3をおめくりいただければと思います。

これは「平成28年の地方からの提案の特徴」ということで整理したものでございます。この上の四角のところを見ていただければと思いますが、平成27年と比較いたしますと、提案の数自体は334件から303件ということで、少し減ってはおりますが、ほぼ昨年並みの数は出てきたということでございます。

市町村からの提案団体数でございますが、39団体から71団体に増加しております。これは事前の御相談を入れますと94団体からお話を頂いているという形になっておりま

す。これを提案件数で見ますと、市町村からは112件、27年にあったものが、164件に増加しているということでございます。

提案の中身でございます。「権限移譲」と「規制緩和等」とございますが、権限移譲に関する提案は81件から38件に減少しておりますが、一方で、規制緩和等に関する提案は253件から265件に増加しているということでございます。さらに、その内訳を見ますと、平成27年と比較いたしまして、子ども・子育て支援関係の提案が増加しております。これが11件から48件ということになっておりまして、今回の提案募集の一つの目玉になるものと考えておるところでございます。

資料4でございます。

これは先ほど申しました数字のさらなる内訳ということでございます。提案区別の数字、各府省別の数字といったようなものが並んでおりますが、これは後ほどまたご覧いただければと考えております。

資料5でございます。

これは「重点事項に関するメルクマール（案）」ということで整理したものでございます。基本的に昨年と同様のものと考えておりますが、①といたしまして、「地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの」としております。去年は地方創生に資するものとしておりましたが、政府の重要課題として一億総活躍社会の実現ということもございましたので、それもあわせて入れたということが今回変えたところでございます。子ども・子育てといったものについても、この範囲で考えていくということであろうかと思っております。

②といたしまして、「これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの」ということでございます。これは関連・類似の事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの、これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し、それから、これまで進めてきた指定都市などへの権限移譲等のさらなる推進、といったようなものでございます。

③といたしまして、「住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの」というものを掲げております。

④といたしまして、フォローアップということでございます。「27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年度までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの」も掲げてございます。

資料6でございます。

これが「重点事項」の中身ということでございますので、かいつまんで御説明させていただきます。

まず、「地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの」という中で、「地方創生」に係るものでございます。

1番が、指定都市市長会からの御要望でございます。これは公有地の拡大の推進に関する法律に関するものでございます。この法律の手續で取得されました土地につきましては、基本的には、道路や公園といった都市施設に利用するという制限がかかっておるわけでありまして、一方で、その前提としておりました都市計画が見直しになったりしますと、場合によってはその土地が都市計画の区域外になってしまうこともあるわけで、そのときには利用制限がかかったままということになってしまいますので、なかなか本来想定しておいた利用ができない、かつ売却もなかなか難しいといったことで、維持管理コストばかりがかかるという状況も想定されるということでございます。こういったことを含めまして利用制限を緩和できないかということで、これに伴いまして、資産の有効活用がいろいろ図れるのではないかという趣旨でございます。

2番が、都市公園に設置できる施設に関する規制緩和ということでございます。都市公園自体には、休養施設であるとか遊戯施設であるとか運動施設、そういった施設は置けることになっておりますが、それ以外のものは置けないことになっております。これに対しまして、地域のニーズに合わせていろいろ考えられないかということがこの趣旨でございます。釧路市からは、例えば児童館が置けないかということ、八王子市からは、地域のコミュニティー活動の拠点となるような会館施設というものが設置できないかといったような要望が来ておるということでございます。

3番でございます。これは富山県からの御要望でございますけれども、下水道処理区域においてトイレを設置する場合、基本的には公共下水道に連結された水洗トイレとしなければならないということになっておるわけでございます。一方、災害が生じた場合を考えますと、例えば液状化しやすいような土地でありますと災害時になかなか下水道が復旧できないということも想定されるわけでございます。そういった場合には、かえって下水道につなげました水洗トイレというものはなかなか難しいのではないかと、この区域内であっても合併処理浄化槽に連結したトイレを整備するということが考えられないかということで、これによりまして災害に強いまちづくりといったようなことが可能になるのではないのかというものでございます。

4番が、埼玉県から要望でございます。これは空き家対策ということが主であろうかと思っておりますが、既存の住宅をグループホームやシェアハウスといった寄宿舎のようなものに活用するというのを考えました場合に、建築基準法上の規制がかかってくるということでございます。具体的には階段をどうするかという話でございます。一般の住宅でありますと、階段につきましては狭くて高いといいますが、急な階段であっても基準には合致するということになるわけですが、多数が利用する寄宿舎のような場合ですと、そのあたりはもう少し厳しくなっております。ただ、既存の住宅を活用する場合に、階段を付け替えるというのもなかなか大変なことです。このあたりの基準が何とかならないかというものでございます。これによりまして、空き家対策ということで若者向け住宅の提供などができるのではないかというのがこの提案の趣旨でございます。

3 ページ、こちらは「一億総活躍社会の実現」関連でございます。

特別区長会から頂いているものでございます。これは特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームの合築ができないかというものでございます。この障害者向けのグループホームにつきまして、これはもともと家族や地域住民との交流という趣旨もありまして、入居を前提とする施設の外に置くという基準があるということでございます。そうなりますと、特別養護老人ホームと合築ができないということになりますので、同一の建物に合築することを可能とできないかという趣旨でございます。

6 番、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から頂いておりますけれども、サテライト型の養護老人ホームの設置基準の見直しということでございます。サテライト型の養護老人ホームと申しますのは、一定の本体施設、これは病院や診療所とか介護老人保健施設といったようなものが本体施設ということになるのですが、そういったところから支援を受けられるという形で運営される養護老人ホームでございます。このサテライト型の養護老人ホームにいたしますと、配置人員が少なくても大丈夫だということになりますので、本体施設の範囲をもう少し広げて、養護老人ホームを対象とできないかというものでございます。

この5番にいたしましても、6番にいたしましても、施設の整備をそれぞれの自治体の状況に合わせて進めやすくできないかといったような要望と理解しております。

4 ページ、引き続き「一億総活躍社会の実現」ということでございます。

7 番でございますが、これは島牧村ということで、北海道の村からの要望でございます。指定小規模多機能型居宅介護の居間、食堂の共用に関する規制緩和ということで要望が出ておるものでございますが、この小規模多機能型居宅介護と申しますのは介護事業の一つでございますけれども、通いを中心といたしまして、随時、訪問や宿泊などを組み合わせて居宅で介護を行うというものでございます。これは小規模の自治体での問題ということになるわけですが、小規模の自治体ですと、事業ごとに施設を多数作ることがなかなかできないということでございまして、この小規模多機能型居宅介護を行う場合においても、例えばこの介護予防・日常生活支援総合事業といった予防事業のようなものもあわせてできないかということで要望が出ておるものでございます。これにつきましては、基本的には使用している居間や食堂については、支障がない場合を除いてほかの用に供してはいけないと基準上なっていることを何とかならないかという趣旨での要望でございます。

8 番、川口市からの要望でございます。これは少し内容が変わっておりまして、ほかの自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和ということでございます。現行の地方公務員法では、定年に達した職員、60が基本でありますけれども、そういった職員につきましては、それぞれの自治体で再任用することができる制度になっております。ただ、この場合ですと、再任用の対象となります職員はそれぞれの自治体の定年退職者に限られるということになってくるわけでございます。川口市の場合ですと、県

との人事交流などで市立高等学校で勤務していた教職員などを再任用で活用できないかという趣旨で要望が出ているというものでございます。

(3)、これ以降が「子ども・子育て支援」関連の提案でございます。

9番につきましては、兵庫県、徳島県ほか、関西広域連合も含めましてたくさんの方から要望を頂いております。幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和ということでございます。2つに分かれておりますが、上半分の話でございます。これはこれまでの分権改革で基準は条例に委任されるという形になってきたわけですが、実際に都市部ですとなかなか土地の確保が困難であるということがありまして、こども園の園庭をつくる場合に、なかなか国が定めた基準どおりに整備することは難しいといったことがございます。条例で決める際に、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」ということで見直すことができないかという提案でございます。

下半分でございます。これは特に都市部で教えられるパターンといたしまして、例えば駅前のビルなどに保育室を設けるといったことも想定されます。ただ、その場合、3階以上に保育室を設置する場合には、3歳未満を対象とする保育室に限られるというのが現行の基準になっております。これは安全基準を満たした上で、3歳以上についても可能となるように見直すことができないかというものでございます。この要望につきましては、都市部での大きな問題といたしまして、なかなか土地や建物の確保が難しいといった状況に対して、その地域の実情としてそれぞれに応じた基準が設定できないかという問題意識に基づくものでございます。

10番、箕面市ほかから出ている要望でございます。子ども・子育て支援制度のもとの保育短時間制度の見直しと書いてございますが、新制度のもとにおきましては、保育の必要性について市町村が認定する場合に、保育の標準時間と保育の短時間を区分して認定を行うとされておるわけでございます。ただ、この区分をすることにつきまして、保護者側の利点は實際上少ない一方、状況が変わると一々認定をし直さなければいけないということがございまして、支給認定に係る市町村あるいは事業者の負担、これがかなり多いということもあるので、この区分自体を見直せないかということでございます。6ページでございます。

11番、これは宇都宮市から出ている要望でございます。この新制度におきましては、各事業所で職員の経験年数に応じて賃金を払えるように「処遇改善等加算」というものができる形になってございます。ただ、この認定事務自体、都道府県が行っていることで、時間がかかりかかっているのではないのかということで、この認定事務につきまして、都道府県から指定都市・中核市に移譲できないかというものがこの要望の趣旨でございます。

12番、特別区長会からのものでございます。家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長とございます。これは家庭的保育事

業ということで、かなり小規模な保育事業を前提とした要望になってございますが、ここで食事を提供する場合には、原則は自分のところ、自園調理をしないといけないということになっているわけでありまして、特例的に保育をしてくれるような連携施設等からの食事の搬入等は可ということになっておるわけでございます。ただ、この場合におきましても、実際に今の幼稚園等へ搬入を実施しておるような民間事業者があるということでございますので、安全性が確認できるような民間事業者であればあわせて搬入を認めてもよいのではないかとということでございます。

この連携施設につきましては、それぞれの事業におきまして平成32年の3月31日までに連携施設を確保するということが求められております。これは期限を切るのではなくて、経過措置を延長することで余裕を持たせられないかという話もあわせて出てきておるところでございます。

13番、これは兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県ほかから出てきておる要望でございます。病児保育事業に関する要件の緩和ということでございます。国庫補助を受けまして病児保育事業を実施する場合、要件が決まっております。具体的には看護師等を利用児童10人につき1人以上、あるいは保育士を利用児童3人につき1人以上といったことをあわせて満たさなければいけないことになっておるわけでございます。兵庫県のほうからのお話といたしましては、診療所等で病児保育を実施する際に、そういった基準ではなくて、利用児童が定員2人以下ということで非常に少ない場合には看護師1人の配置でよいのではないのかという趣旨の要望でございます。これにつきましては、兵庫県として、県単事業として既にこういう形で行っておるということございまして、実際に問題も行っていないので、こういう要件緩和があってもよいのではないかとということでございます。

下のほう、徳島県からの要望でございますが、これはファミリーサポートセンターの会員を活用するというものでございます。保育士は先ほど利用定員3人につき1人と申し上げましたけれども、ファミリーサポートセンターの会員を児童1人につき1人つけるというように手厚い人員配置とした上で、このファミリーサポートセンターの会員活用ができないかというものでございます。

14番、これは一時預かり事業、病児保育事業の届出、立入検査等のお話でございます。この一時預かり、病児保育事業の実施主体につきましては市町村ということになっておりますが、市町村が認めた者にも委託できることになっております。ただ、この場合の届出の提出先、立入検査につきましては都道府県ということになっております。この点につきまして、主体であるところの市町村に一致させれば一貫した指導監督が可能となるということで、市町村への権限移譲の提案となっております。

15番、これは延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員の配置基準等の緩和でございます。延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブをあわせて運営する場合であっても、基準としては別々に満たさなければいけないということ

でございます。人員配置についてもそれぞれの基準に応じた人員を配置しないといけないこととなります。具体的には保育士2人以上、放課後児童支援員も2人以上といった基準があるわけですが、一体的に運営をするということであれば、このあたりの放課後児童健全育成事業と延長保育事業との職員の兼務を認めることで、少ない人数で対応することを可能にできないかというものでございます。

16番につきましては、都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」ということで、この研修を平成32年3月31日までに実行しなければいけないということになっておりますが、実際に対象となる中には、保育士といった有資格者、類似の研修を修了した人、あるいは実務の経験者といったような方たちもおられるので、そういった方たちには受講科目の一部または全部を免除することを考えられないかということでございます。

また、この研修の実施主体といたしまして、指定都市を追加できないかという点についても要望がございます。

17番、大分市からの要望でございます。これは障害児通所支援事業の指定及び業務管理体制に関する届出・報告の受理、勧告、命令といった権限につきまして、現在都道府県にあるものを中核市のほうに移譲できないかというものでございます。同じ障害者関係の事業であります障害者福祉サービス事業については、こういった権限を中核市で行う、もしくは行うべく検討しているということがございますので、これを踏まえてのものでございます。

18番、広島市からの提案でございます。民生委員と児童委員の関係でございます。現在の制度ですと、児童委員は民生委員が自動的になることになっておりますが、これは民生委員とは別の者が児童委員になるということができないかというものでございます。なかなか兼ねておりますと、児童委員としての業務に注力するのも難しい点があるということ踏まえてのものでございます。

19番、これは国定公園の特別地域内におきましては、一定の要件を超えるような工作物の新築等が制限されておるといことでございまして、都道府県知事が許可する際に環境大臣との協議を廃止するというものでございます。②の Kategorie といたしまして、「これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの」ということで要望が上がっているものでございまして、これに関してはかつて第2次分権一括法におきまして同意を要する協議から同意を要しない協議に変更されたものでございます。今回、これをさらに進め、協議自体を不要とできないかというものが要望の趣旨でございます。

11ページ、③「住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの」でございます。

この Kategorie で多く出てきておりますのが、マイナンバーのお話でございます。マイナンバーの情報連携の利用につきましては、法律上、法定事務ということで列挙されているという形になっておりますが、条例で定める独自利用事務としての利用も可能と

いうことになっております。ただし、この場合でありまして、独自利用事務の範囲、もしくは入手できる情報の範囲といったものについては、かなり厳格に管理されているということで、これに対する要望というものが20番から23番まで続いてございます。

例えばこの20番でございますが、法定事務といたしまして、低所得者向けの公営住宅の管理事務というものがございます。これは法律上、決まっておるわけでございますけれども、一方で各自治体、例えばこの提案団体の京都府でございますが、府営の特別賃貸住宅の管理事務についても独自利用事務として定めることは可能にはなるわけでありまして、実際に認められる範囲につきましては、住宅に入れる入居基準としての収入階層、これが法定事務と一致する範囲内でしか認められないということで、全体がカバーできないということが生じるわけでございます。こういったことも地方自治体としての事務処理の効率化もしくは住民の利便性向上といった内容でこの活用の利用範囲を広げることができないかというものでございます。以下、21番、22番についても同様のものがございます。

23番につきましては、このマイナンバー利用事務の委託を受けた者について制限がかけられているものについても対象とできないかというものでございます。

24番、これは岐阜市、広島市、指定都市市長会からでございますけれども、生活保護費の関係でございます。不正受給した場合には返還すべき金額を本人からの申し出を受けて調整が可能ということになっておりますが、その他の場合、急迫の場合等におきまして資力があるにもかかわらず保護を受けた場合にも後で返還するというものになっているわけですが、この場合は保護費との調整ができないので、これも同様に調整が可能とできないかというものでございます。

25番といたしまして、鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度ということでございます。鳥獣保護区内では全ての鳥獣の狩猟による捕獲が禁止されておりますが、イノシシ・ニホンジカ等の被害も深刻でございますので、狩猟による捕獲が認められないかという提案でございます。

26番、指定都市市長会でございますが、駐車場の出入口設置に係る規制緩和ということでございます。これは道路の曲がり角から5メートル以内の部分には、駐車場の出入口を設置してはならないということになっているわけでありまして、これと似たような基準で、交差点の側端から5メートル以内の部分については国交大臣が支障がないと認めた場合には設置が可能ということになっておりますので、これに準じた扱いができないかというものでございます。

27番、地方公共団体が行う農業共済事業の義務付け等のお話でございます。これは石川県、伊丹市から出ている要望でございますが、農業共済事業につきましては、家畜共済が「必須事業」とされておるわけでありまして、自治体によりましては、既に対象がないといったことがあるという実情を踏まえて、これを「必須事業」から「任意事業」にできないかということでございます。また、これに関連しまして、各都道府県に必置

になっております農業共済保険審査会につきましても、利用実態にあわせて見直すことができないかというものでございます。

28番、これは高額療養費制度に関するものでございます。後期高齢者の医療制度につきましては、高額療養費制度を利用する場合には限度額を超えた最初の月の申請だけで足りることになっているわけですが、ほかの制度ではこれを毎月行わないとならないということになっています。これを少なくとも後期高齢者と同様の限度額の計算になります70歳から74歳の前期高齢者につきましても、同様の扱いとできないかというものでございます。

29番、再びマイナンバーの関係でございますが、これは通知カードの関係でございます。通知カードにつきましては、住所変更した際に裏面に住所変更の追記を行うという事務があるわけでありまして、通知カード自体は運転免許証等とあわせなければ本人確認には使用できないものでございますので、ここまでの厳格な手続は必要ないのではないかということで、住所変更に係る追記事務は不要とできないかといったようなものでございます。

30番、滑川市からの要望でございます。これは砂利採取の関係でございますけれども、現行の制度でありますと、市町村長が砂利の採取に伴って災害が発生するおそれがあると認めた場合には、知事に対して必要な調査や措置を講ずべきことを求めることができるという場合でございます。これを、災害が発生するおそれ以外、環境への悪影響などといったものにつきましても、要請の対象とできないかという提案でございます。

31番、広島市からの要望でございます。国民年金に係る市町村の事務、これは現在、法定受託事務と協力・連携事務に整理されておるわけでございますが、協力・連携事務の中での相談業務につきまして、年金記録を参照すべき場合が多々あるわけでありまして、この記録自体は日本年金機構が持つておるということでありまして、市町村の窓口等では全ての情報が直ちに手に入らないため情報の確認に手間がかかるということですので、このあたりを何とかできないかといった要望でございます。

17ページ、重点事項④のフォローアップ案件でございまして、ここに掲げております計11個のものにつきましても、重点事項の対象として考えているものでございます。

以上が重点事項の関係でございます。

その他、資料7「予算編成過程での検討を求める提案（例）」でございます。

これは具体的には大きな予算の変更をもたらすといったようなものにつきましては、予算編成過程で検討してもらうのがよからうといったカテゴリーでございまして、例えば1番、長野県からの要望でございますが、災害公営住宅の適用要件を緩和できないかということでございます。これは全国一律になっている基準をそれぞれの自治体の被災状況や財政力などに応じて要件緩和ができないかというものでございます。

以下、こういったものについては、予算編成過程での検討を各府省に求めていくということにしております。

資料8、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」でございます。

これにつきましては、後ほど高橋部会長から、留意点等につきお話を頂けると伺っておりますので、ここでは割愛させていただきたいと思っております。

資料9「提案募集の対象外である提案（例）」でございます。例えば1番、地域おこし協力隊の地域要件緩和でございますが、これも地域おこし協力隊の地域要件について緩和を求めるといふことにはなっておりますが、実際には地方交付税措置の対象拡大を求めることとなりますので、単純な規制緩和というわけにはいかないため、対象外と整理いたしております。

ただ、次の資料10でございますが、対象外といたしましても関連部局等にできる限り対応を依頼するようになりたいと思っております。1番から4番と並べておりますが、例えば1番ですと、伝統的工芸品の指定に係る要件の緩和となっております。これは実際には伝統工芸品を国が指定するといった制度になっておりますので、国が直接執行する事業ということで、自治体が直接関係することにはなっていないというものでございますので、対象の外にあると整理せざるを得ないものでありますが、規制緩和としては意味がございますので、内閣府の規制改革推進室のほうでの対応を依頼するというところで考えております。これが1番から4番、共通のものでございます。

資料11「平成26年対応方針のフォローアップ状況」ということで、①といたしまして、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等」でございます。創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲ということでございますが、方針といたしましては、平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行うということになっておりましたが、これは経済産業省のほうで検討が行われたということで、現在必要な措置等について検討中と聞いております。

②の「義務付け・枠付けの見直し等」で、定住自立圏構想の中で出てまいります「中心市」の要件の緩和ということでございます。これにつきましても、要件といたしまして、昼夜間人口比率が1を上回っていることとされているものを少し緩められないかということでございますが、これも人の流れに係る客観的データが示されていればそういうことを許容してもよいということにつきまして、既に6月16日に地方公共団体宛てに総務省から通知が出ているというところでございます。

以上、少し長くなりましたが、提案募集に係るものでございます。

あわせて御説明しておく件が、資料12と13でございます。

資料12につきましては、市町村説明会等の状況ということでございます。

これは、市町村からの提案の掘り起こしをしなければいけないということでございます。左のほうにございますが、まず、市町村説明会を実施しております。これは全国15カ所で実施したということになっております。あわせて、市町村長等への働きかけと書いてございますが、市長会、町村会等の会合において、提案募集方式の積極的な

活用を要請したところでございます。

これに伴いまして、「主な成果」ということで右側を書いてございますが、市町村説明会への参加者、これは各自治体の担当者が主になりますが、大体1,000人以上の参加者を得た、それから、参加した市区町村は587市区町村ということで、全体1,741の大体3分の1ぐらいには御参加いただいたということでございます。この結果といたしまして、冒頭に述べましたように市町村からの提案件数等もかなり増えたということになっておるところでございます。市町村での説明会等につきましては、引き続き当方も力を入れてやっていかないとけないと考えておるところでございます。

資料13は、情報発信ということの具体例でございます。

政府インターネットテレビを活用したものでございます。これは神野座長にも御出演いただきまして、4月から政府インターネットテレビで配信中でございます。具体的には、長崎の坂の例であるとか、あるいは相模原市のパスポート手続の例なども挙げまして、わかりやすく理解できるようなものを心がけてつくったものでございます。アクセス数といたしましては、大体4月配信から6月ぐらいまでに1万6,000を超えているということで、かつ視聴者の評価も5段階中一番高いといった評価も頂いているところでございます。私どもといたしましても、こういった情報発信については引き続きいろいろと工夫をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、資料1から13でございます。長くなりましたが、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今回の地方からの提案について、スケジュールから始まりさまざま御説明を頂いたわけでございますけれども、ここで高橋部会長から、今回の地方からの提案に関しまして御発言を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高橋部会長) それでは、私のほうより、地方からの提案に関しまして、全般的に3点コメントをさせていただきます。

まず第1は、市町村からの提案についてでございます。前回の合同会議におきまして、私より平成27年の提案募集の取り組みの総括の中におきまして、平成28年に向けました課題の一つとして、市町村の提案団体数が低調であるということ指摘させていただきました。これにつきまして、先ほど事務局から説明があったとおり、全国15カ所で市町村説明会を開催していただきました。牧島大臣政務官にも御協力いただいたということで、ありがとうございます。そのような形で市町村からの提案の掘り起こしをしていただきました。その結果、市町村からの提案は、去年は39団体であったのに対しまして、本年は71団体へと増加をしております。このように、本年は市町村からの提案を増やす課題につきまして一定の成果があったと考えております。

第2に、子ども・子育て支援関係の提案についてでございます。もう一つ、本年の提案の特徴といたしましては、子ども・子育て支援関係の提案が増加したことが挙げられると思います。具体的には、去年は11件であったのに対しまして、本年は48件でござい

ました。また、具体的な提案内容につきましても、第1に認定こども園や保育所関係、第2に病児保育事業関係、第3に放課後学童クラブ関係、多岐にわたる提案が寄せられております。子ども・子育て支援は、政府が最重要施策として掲げる一億総活躍社会の実現や地方創生におきましても大変重要な取り組みでございまして、また、世間の関心も非常に高く、まさに住民サービスの向上に直結する事項であると考えております。

このように、今年度は市町村関係や子ども・子育て支援関係を含めて、提案内容が多岐にわたっておりますことを踏まえまして、提案募集検討専門部会における検討体制の充実につきましても、今後神野座長とも御相談をしながら考えてまいりたいと存じております。

第3は、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」についてでございます。本年も「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理した提案が多数ございました。そこで、今後の提案団体等における検討の参考とさせていただきますため、資料8に掲げました事例に即しまして、先ほど御紹介がございましたが、留意点を申し上げたいと思います。資料8をごらんください。

これらの提案に関しましては、大きくは①「支障事例が具体的にないもの」、これが1ページでございます。②が「最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの」。そして、3ページでございますが、③「都道府県と市町村で意見の相違のあるもの」。このように分類できまして、これらはいずれも、一昨年または昨年に議論があったものでございます。

まず、1ページでございますが、支障事例が具体的にないものの例として、例えば農振除外手続きに係る除外要件の撤廃ほか1件が挙げられてございます。このうちの1番目の案件につきましては、まず、地方の側は農振法に基づいて農用区域から除外する際の要件の一つでございます「土地改良事業完了後8年を経過」という要件を廃止することを求めておりました。しかしながら、平成26年の提案募集における同様の提案に対しまして、農林水産省から、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用区域から除外することは不相当」という回答がされており、過去に議論が行われておりました。このことから、新たな支障事例を示していただいた上で議論する必要があると考えた次第でございます。

2ページ、②「最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの」の例としましては、例えば3番の農地レストランの設置等に係る農地利用規制の見直しほか1件が挙げられております。3の案件につきましては、地方側は、「農家レストラン」を農振法施行規則に規定する農業用施設として位置づけることを求めておりました。しかしながら、平成26年の提案募集における同様の提案につきましては、昨年の1月に閣議決定しました対応方針におきまして「国家戦略特別

区域の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。」としておりまして、見直しの方向性が既に決定されております。このことから、結局国家戦略特別区域の制度の下での効果の検証や、全国適用についての検討を踏まえた上で議論する必要があるとされた案件でございます。

③「都道府県と市町村で意見の相違があるもの」とされたものの例として、5番目にはございますが、医療計画の策定及び医療審議会の設置に係る事務・権限の都道府県から指定都市への移譲ほか1件がございます。5の案件につきましては、昨年も申し上げたことではございますが、都道府県の側は、医療計画は市域を越えた広域的な計画であるため県が策定すべきであるとして反対をしております。これに対して指定都市側は、現場に近い基礎自治体のほうが、地域ごとの人口の増減等を踏まえて地域の実情に合った計画策定が可能であるとし、意見の相違によりまして実現に至っていないものでございます。このような提案につきましては、まずは都道府県と市町村の間でよく調整をしていただくということが重要であると考えておりまして、その上で具体的な対応を検討していく必要があると考えております。

これらの提案につきましては、具体的な支障の整理や地方側での調整が進められた段階におきまして、関係府省との調整を行うことといたしたいと考えております。もちろん調整や検討の段階におきまして、随時地方からの相談に対応し、事務局にも知恵を出していただきたいと思っておりますので、まずは事務局のほうに連絡を頂きたいと思っております。関係者の皆様に対しましては、その旨お願いをしておきたいと思っております。以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま横田次長及び高橋部会長から御説明を頂きました今年度の提案募集の件につきまして、皆様方から御意見を頂戴したいと思っておりますが、小早川議員が提案募集の対象外にかかわる資料9にかかわって御意見があると拝聴しております。

(小早川議員) 冒頭から発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

資料9は、例が2つ挙がっておりますが、全体は参考資料2ですね。ここに1から12まであります。私も提案募集検討部会のメンバーになっておりまして、もっと早くに意見を申し上げる機会もあったのかもしれませんが、今日の資料を頂いて見ているときに感じたことを申し上げたいと思っております。

多くは、予算関連であるとか、あるいは地方交付税措置の対象であるということで、そちらの文脈で検討されたいということだと思うのですが、中で気になりましたのが2つありまして、1つは3番です。幼稚園の敷地が国有地の貸し付けでこれまで来ている、それを幼保連携型認定こども園に移行しようとする際にさらに協議が必要である、その協議の廃止を求めるという件です。これは、民間で土地を賃借して何かに使うというのであれば、その用途を変えるには貸し主の同意が要するというのはわかるのですが、事は行政主体相互の関係で、幼稚園を認定こども園に切りかえることについて、実質的

に国有財産部局との協議が要するというのは果たしていかなものかという感じがいたします。そのように見ますと、これは、協議が実質的に必要ではない局面について協議を求めているということになる、形式は確かに財務省内部の取り扱いのみを定めているということなのかもしれませんけれども、実質は義務付け・枠付けが本当に合理的なのかという問題であろうという気がいたしました。

もう一つは、11番であります。関西広域連合、鳥取県も含めての提案で、これは「企業版ふるさと納税」の制度の対象から広域連合が外れているという話であります。これは税制改正に該当するため対象とならないという整理になっておりますけれども、広域連合は地方公共団体そのものというのが常識でありまして、そこに何か、特にそれを外す税制上の合理性があるとか、租税政策上の議論が必要であるという話であれば、それは地方分権だけの話ではないねということになるのでしょうかけれども、どうもそうではないのではないかと。基本的には、この問題はある一つの施策を自治体単独でやるのか、広域連合をつくってやるのかという事務処理方法の選択の問題であり、今の税制上そこが何となく縛られているという話なのであって、もしそういうことだとしますと、基本的に、本来、地方からの提案募集の対象としていいのではないかと気がいたします。

どちらも何となく壁が硬そうだという気はするのですけれども、ただ、理屈からしますとこれは本当に外していいのか。今年何とかなるのか、あるいは今後の問題ということになるのか、とにかくこのままほっておいてはまずいかなという気がして、発言させていただきました。

(神野座長) ありがとうございます。

今の小早川議員の御発言について、関連して議員及び構成員の皆様方で御意見はございますか。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) 小早川先生から援護射撃があったものですから少しだけコメントをさせていただきますが、結論から申し上げます、高橋先生のほうで裁いていただいたお話ということもありませんから、この点について最終的にはこの会議の中でお決めを頂くべきことかなと思いますが、多分、本質的なことも突いておると思いますので、その点も含めて若干コメントをいたします。

1つ目の認定こども園の話でありますけれども、これは本来、この制度設計がどうなのかなということでありまして、保育園、幼稚園から認定こども園に移行するという点について、それを用途変更ということで一々協議をしなければいけないということかもしれませんが、ただ、現実は今、少子化対策でどうやって子供さんを預かれる環境をつくっていくかということで国全体が動いているときであります。中身が全然違うものなら別ですけれども、確かに厚労省と文科省の共管ということであって、役所同士の霞が関の縦割りの世界からすると、役所の名前が変わるのだからそれはということもかもしれませんが、住民から見たらナンセンスな話なのです。こういうことはシャビーなこ

とかもしれませんが、国としてももっと柔軟に対応できるという意味では、この辺はそもそも協議対象から外してもいいのではないかという趣旨で提案をさせていただいているものでございます。

2つ目のほうは、広域連合について「企業版ふるさと納税」の対象となっていないということで、案件として挙げさせていただいておりますが、そもそも後ほどまた申し上げようと思ったのですが、地方分権全体で大事な議論すべき課題も幾つかあると思うのです。地方制度調査会など、ほかのところにも絡むのかもしれませんが、広域連合制度は都道府県をまとめて複数で一つの自治体として構成しようというものでありまして、そのあり方についていろいろと現状で制約があるのであれば、是正すべきものではないかと考えております。

この税制上の取り扱いのこともそうでありまして、実は地方創生の交付金のところの扱いでも広域連合をかなり別枠で扱うという議論も当初ございまして、今は大分、石破大臣が動かれて少し変わってきていますが、こういうことございまして、本来は地方分権のあり方としてこうした広域行政体をどう扱っていくのか、重要なテーマとして問題意識を持っていただければと思います。

小早川議員の御趣旨に私も賛同なのですが、最終的にはこの中で裁いていただくべきものでありまして、また、関係省庁に対して指導性も発揮していただければと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 今、知事さんがおっしゃったことに関連してですが、全く同じことが一部事務組合にも言えまして、地方創生の交付金の対象になっていないのです。でも、単体だけではなくて一部事務組合でやっている作業の中においても交付金を使って推進していくような事柄のことがありますので、もし今、知事さん御指摘のことを検討していただくとすれば、あわせてその点もお願いしたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

事務局、現段階で何かコメントがあればお願いします。

(池田次長) 小早川議員より御指摘がございました2点について、事務局として整理する際の事実関係などをここで申し上げたいと思います。

まず、この参考資料2の3番の国有財産の関係でございます。これは普通財産である国有財産の貸し付けを受けて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に変更する場合に、協議手続が必要なのでということが提案の内容であったわけでございますけれども、実はこの提案を受けましてからよく調べてみますと、この協議となっているのですが、この協議を義務付ける規定が例えば貸し付けの契約書の中にもなく、また、こ

ここで右側には通知が財務省内部の取り扱いのものとなっていますが、この中にも協議という言葉もございません。どうも事実上そういったことをやっていて、その提案団体、実際には岡山県内のある市からの要望であったわけでございますけれども、そこも実際に話をするとすんなりと手続が進んだということがあって、提案の前提となっている支障事例というものが解消されたと。もちろん事実上協議といいますか、相談といいますか、そういうものがあったものをどう評価するというのはあろうかと思いますが、そういうことがこの提案の事実関係、背景にございました。そういったことでございますので、この整理といたしまして対象外としているものでございます。

また、11番のほうの広域連合が「企業版ふるさと納税」の対象となるかということでございます。これは本当に今年度から法律改正がなされまして制度がこれからスタートすることになっているわけでございますが、当初の考え方といたしましては、広域連合がほかの普通地方公共団体と違う扱いになっているのは、制度上、広域連合が課税権を持たないということから、普通地方公共団体と違いがあるということで制度設計がなされているということがございます。そういうことで、例えば寄附金の税額控除とその寄附を受けるということで、普通地方公共団体の場合には寄附のメリット、それから、税額控除による減収といいますか、それがあるのに対して、広域連合の場合には減収ということが起こり得ないというバランスといいますか、制度間の違いというものがあって整理をされたものであると理解しておるわけでございます。したがって、税制改正のものにまさに該当するというので、こうした整理をしているものでございます。

もちろん、広域連合だからということで全てそれを排除しているということではなく、例えば地域の面におきまして、新型交付金というものについて広域連合につきましては対象としているということで、できるだけその制度の趣旨に合うような形でそれを生かすということは、この地方創生全体としても取り組んでいるところでございます。
(神野座長) ありがとうございます。

高橋部会長、何かコメントがございましたらお願いします。

(高橋部会長) 今、事務局から御整理いただきまして、事務局なりの考え方をお示しいただいたとは思いますが。ただ、少し事実関係を含めて再度整理させていただいて、場合によっては事務局と相談して何かしらの対応をとらせていただきたいと思います。

小早川議員、それでよろしいでしょうか。

(神野座長) 小早川議員、どうぞ。

(小早川議員) 納得はしておりません。例えば3番のほうは、財務省がそのように言っているのであれば、地方の納得のいくような説明をきちんと公式の形でしていただくということであろうと思います。

(高橋部会長) そういう対応はとろうとしています。

(小早川議員) 11番のほうは、広域連合については制度が組みにくいということなのでしょうが、実質は結局地方公共団体の連合体であるわけですから、例えば広域連合の計

算を各団体に割り振るとか、いろいろなやり方は技術的にはあるのではないか、そこはまだ検討の余地があるのではないかと考えておりますけれども、あとは部会長、座長にお任せいたします。

(神野座長) それでは、スタートに当たっての全体の御意見はまたお伺いしますが、差し当たって、今の議題につきましては私の預かりにさせていただいて、部会長等と御相談しながら、スタートしてからになってしまうかもしれませんが、こちらに御報告申し上げながら、扱い方を預かりとさせていただけるとありがたいと思います。よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

ほかはいかがでございましょうか。

(平井議員) ありがとうございます。

分権の今後の進め方も含めてでよろしいですか。

今日御説明いただきました事柄につきましては、神野座長、高橋部会長を初め、議員の皆様、また、牧島政務官、武川審議官、または、横田次長、池田次長にお世話になりまして、非常にいい形で進めていただいております、感謝を申し上げる言葉をまず申し上げたいと思います。

今回300件を超える対象事業を掘り起していただきました。特に政務官にも地方に行っていたいただきまして掘り起こしをしていただき、市町村の分が増えたことは本会議におきましても大変な収穫であったと思います。

ただ、その上でぜひ実効性のあるものにしていただきたいと思います。今日、この重点項目のメルクマールとして幾つか示されました。それ自体に特に異存があるわけではございませんが、これが分権のいろいろなアイデアを出してくることはねつける材料にならないように、むしろ柔軟に取り込む方向で、先ほど高橋部会長もおっしゃっておられましたが、そういう形で地方の声を受けとめていただきますように、まずもってお願いを申し上げたいと思います。

また、我々知事会でも呼びかけてこうした分権改革の形を出させていただいておりますが、提案募集制度も定着してきて、一定程度成果も出てきています。特に農地関係やハローワークで成果が出ました。そういうことも含めて数多くの前進があったことは、地方側としても非常に評価をしております。

ただ、先ほどの小早川先生の問題提起にもありますように、実はいろいろな事柄が輻輳してきます。規制改革のことであるとか、国が直接執行している事業であるから受け付けられないよというお話も多々ここにも出てくるのでありますが、そういうことであるとか、その辺は地方側としては、住民のサイドに立ちますと皆一様に同じように見えるところでありまして、できる限り受けとめていただき、分権改革のこの議論の中で取り上げていただければありがたいと思います。

あわせまして、分権改革を今後進めていく上で、今、個別のいろいろなテーマが出ま

した。特に少子化対策で幾つか具体的な提案も出ています。例えば認定こども園につきまして3階以上で保育をする、それについての規制であるとか、また、国立公園の課題などもございました。少子化対策の一連のものでかなり数が多いわけではありますが、これは一億総活躍社会の要となると思うのです。私たちもこの1年の大きなテーマとして、こういうことでいろいろと地方の声を受けとめて進めると、それで一気に保育所の待機児童が減少したなどということにもなり得るわけでありまして、その辺をぜひ重点的に捉えていただければと思います。

国立公園の問題につきましては、これは事実上、県立公園であります。そこについて、同意の要らない協議という形で今回課題として挙げているところであります。これはぜひ御検討いただければと思うのですが、この提案の裏には本質的な分権のあり方というものがあると思うのです。同意が要らない協議をいつまで続けるのかということなのです。これは環境省にとどまらず、あちらこちらにあるわけです。国と地方とのいろいろな仕組みの中で、分権改革で過去も許可であったものが同意付き協議になったり、あるいは同意の要らない協議になったり、そうやって進んできたわけではありますが、平成12年の一括改正からもかなり期間がたってきております。書類一つつくるのでも地方自治体は大わらわするわけがありますし、国に通わなければいけないときもあります。ですから、そうした協議などの関与のあり方も、実はそろそろもう一度考えるべき時期が来ているのではないかと思います。この辺が個別の提案募集では解決できないところでありまして、そういう大枠の地方分権の議論というものも今後捉まえていただけるとありがたいと思います。

そういう中、今、参議院の選挙が行われていて、多分消費税のことが先送りになるでしょう。これは地方団体としても当然受け入れる話であろうと思いますが、ただ、心配なのは社会保障の財源であります。消費税は社会保障の財源ということでやってきたわけですが、これが一時的にせよ制限されることになる。そうなりますと、やはり分権改革として一番大事な税財源の確保、特に財政力の脆弱な団体に対して、どうように財源をあてがうことができるようにするかどうか。富裕な団体は今、法人税も上がっていますし、また、消費税も当然収入が増える状況にございました。その辺の税財源のあり方も含めて分権改革としても議論すべきものではないだろうか、安定的で伸長性があり、そして、社会保障が伸びていくのに必要十分な財源を確保できる税財源の措置ですね。これは国としてもお考えいただきたいと思います。場合によっては今後の憲法改正の議論にもかかわってくる大事な問題だと考えておりますので、この際、御議論をさらに加えていただければありがたいと思います。

あわせて、ハローワークにつきまして、昨年最大の収穫の一つとして改革が進みました。牧島政務官を初め政務の皆様にもお世話いただきまして、大臣にも動いていただき、実現したと思っております。特に小早川議員には、長年の課題でありましたけれども、課題を整理して厚労省とさまざまな折衝も行っていただき、実現したわけでありま

す。法律改正も整いました。あとはやるだけというところにやってまいりました。

しかし、ここにきて、厚生労働省と地方団体で協議をしているのですけれども、例えばデータベースへのアクセスの問題、これは地方版ハローワークができたときにその求人・求職情報、あるいはそれに付随して例えばこれはいわゆるブラック企業ではないであろうか、あまり紹介するにはどうかとか、そうした情報も含めてある程度情報の共有化が図られなければハローワークをやっても意味がないということになります。実はその辺の話し合いがなかなかつかないのです。

財源のこともそうでありまして、地方版ハローワークをやる、これについて例えば国で一定の財源措置をすることがあってもいいと思います。当然ながら、地方団体も希望しております。ただ、最低限地方財政措置がないとこれはできません。交付税等々の措置も含めて、そういう形で、これは地方の事務になったのだからこういう財源が充てられますよという地方財政全体の中での措置もなければなりません。しかし、この辺が厚労省との間でまだ完全にシャットアウトされた状況になっているわけでありまして。

そのように、ハローワークにつきまして、せっかくこの有識者会議の成果としてまとめられたところでありまして、まだ十分に活用できる状況になっていないわけでありまして、これはぜひこの会議でもフォローしていただきたいと考えております。せっかく分権の子供として誕生した地方版ハローワークでございます。それが今後すくすくと成長することができるように、ネグレクトしないでいただきたい。しっかりと今後の養育についてもこの分権の会議でもフォローしていただく必要があるのではないかと。多分厚労省さんも困ると思うのです。例えば財務省であるとか、総務省であるとか、いろいろな各省間のやりとりもあるでしょう。そういう意味で、この会議が指導性を発揮することが大事であると考えております。

こういういろいろなテーマがございますけれども、ぜひ先生方の御理解、御協力を頂きたいと思っておりますし、特に最後は政務が登場するところでこの難しい課題も次々解決されてきたことがあります。牧島政務官のお力を頂いて、この分権改革がマキシマムなものになりますようにお祈りを申し上げたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

そもそもこの提案募集方式等の方向に移ったときに、転がしながら、つまり実際に分権改革を実践として進めながら出てきた問題に対処していこうという方針でしたので、今のお話で一つはフォローしていかななくてはいけない問題と、もう一つはこの方式をやってみて、その上でそれを超えるような問題が出てきたというか、これが重要な問題になってきたときにどうするかという問題も含めて、いずれかの時期に提案募集方式の成果と限界などというようなものをまとめて、この会議としても方向性を考えていく必要があるであろうと思っておりますので、差し当たっては今日ということではありませんが、いずれ御議論をさせていただく場を設けていきたいと思っております。

もう30分なのですが、大臣がお見えになられるということなので、途中で中断させていただく場合もあり得るということをお断りした上で御発言を頂ければと思います。

戸田議員、よろしくお願いします。

(戸田議員) 市町村からの提案が非常に低調であるということを受けまして、どのくらいの数が上がっているのかと思って、正直心配をしておりました。結果的には若干増えているという中で、良かったのかなと思っています。

前回の会議の中で、市川先生が気付きの不足ということをつしおっしゃったと思います。これは私も含めて、町村の側の気付きの不足と捉えさせていただいています。それと、勢一先生からも町村と国との距離というお話もありました。まず、県とコンタクトをとっていくという部分がどうしても町村はあります。ですから、県の権限、県が決定をするという思いの中で見ておる部分で、実際はそうではない、国という部分が非常に大きいという部分、それが見えないという部分が町村にはあるような気がします。これは表現が悪いのですけれども、言っても結果的にだめなのではないかという、何かそういう意識が町村のほうにあるという背景があって、こういう現状が続いてきたのかなと実は私自身は認識をいたしております。

そういう中、先生方にいろいろお働きを頂きまして、池田次長にも全国町村会の会議にお越しいたっていて、いろいろな御説明を頂いたところでございます。そういう中で増えてきた。そこは、全国15カ所で市町村説明会をやっていただいたことが結果としてプラスにつながったのだと思っておるところでございます。

それから、例えば資料6の4ページの7番に北海道の島牧村の提案があります。私も島牧村はどのくらいの規模か知らなかったのですが、調べてみましたら、人口約1,600人です。面積が430平方キロメートル、財政力指数が0.07です。ですから、ここに挙がってきております指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和というのは、必死の声だと私は思います。ぜひ、こういうものが実現を見るようにしていただきたいと思います。

九重町のほうからも、いわゆる認定こども園に関する部分で独立行政法人を加えるという提案も上がってきておりますし、町村といいましても、大きな町村から小さな町村まであります。ですから、一律で該当するというのは非常に難しいという部分もございますけれども、自ら手を挙げた自治体というのは必死の思いで挙げているということの御理解をお願い申し上げたいと思います。

大臣がお越しになりましたので、一旦切らせていただきます。

(石破内閣府特命担当大臣入室)

(神野座長) ありがとうございました。

大臣、大変お忙しいところ、時間をひねり出していただいて御臨席いただいております。

すので、まず、大臣からお願いいたします。

(石破内閣府特命担当大臣) どうも大変勝手な時間に参りまして恐縮でございます。分権担当大臣も兼ねております石破であります。

本日は28年の提案募集、今後の進め方につきまして御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

先国会で成立をいたしました第6次地方分権一括法、言葉は気をつけて使わなければいけません、長年の課題でありました地方版ハローワークというものも実行できることに相なりました。いろいろな御議論を賜り成果を上げていただいていることに対して、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

法律はできたわけではありますが、農地に関する権限移譲もそうでございますけれども、それぞれの自治体において権限移譲というものに見合った形の事務の処理体制ができるかどうかということが極めて重要でありまして、政府といたしましても最大限のバックアップをしまっている所存であります。また、閣僚懇談会におきましても、私から関係閣僚に対しましてその旨要請をいたしております。

これはとにもかくにも、それぞれの地域住民の方々にとって、これでよかったねと言っていたかなければなりません。ハローワークの場合には、これはどこからも御要望がなかったという不思議な話でありまして、現場は困っているのだけれども企業の側にしてもあるいは労働組合の側にしても御要望はないと。政府側に立つと、ILOの条項の問題があつてなどと、実際に現場の方々は困っているのだけれども具体的に動き出さないいろいろな問題が存在いたしておりましたが、先生方のおかげさまでこういうことに相なりました。実際にやってみてよかったねという実感を持っていただかなければ意味のないことでございますので、どうぞ今後のフォローアップにつきましても、御教示、御指導を賜りたいと考えている次第でございます。

本年の提案募集につきましても、300件を超える御提案を頂いておるものであります。市町村については、団体数・提案数ともに増加をいたしておるわけでございます。このことにつきましても厚く御礼を申し上げる次第であります。

日本国中、あちらこちらに北海道から沖縄まで回っておりまして、このようなことに相なっておりますが、実際に日本国中どこでも申し上げていることなのですが、今、日本人は1億2,700万人いるのですが、今のままの出生率がこのまま続くといたしますと、西暦で2100年、あと84年後に日本人というのは5,200万人に減るわけでありまして、200年たつと10分の1、1,391万人になるのでありまして、300年たつと30分の1、423万人になるのでありまして、何でこのようなことが起こるかという、もちろん1組の御夫婦から1人のお子様しか生まれれないということに相なれば、1世代で半分になるのは小学生が考えてもわかる話であります。

そして、出生率の高い地方、1番が沖縄、2番が島根、3番が宮崎、4番が私どもの鳥取ということになるわけで、出生率の伸びで見ますと1番に高いのが島根、2番が鳥

取と、別に鳥取のコマーシャルをしに来たわけではありませんが、そういうことになっておるわけでありませぬ。また、女性の働きやすさということで言いますと、お子さんを持っておられて職についておられる方と、お子様がなくて職を持っておられる女性、その比率の差が小さければ小さいほど女性が働きやすいということに相なるわけございまして、女性が1番に働きやすいのが島根で、2番が鳥取ということになるわけございませぬ。

これから先、私どもは大胆な金融緩和、機動的な財政出動ということで経済を支えておるわけでありませぬが、そこで生じた余裕といひませぬか、この間に地方の生産性をいかに上げるかということを考えていかなければなりませぬで、あちらこちらに地方の生産性を上げていく、農業であれ、漁業であれ、林業であれ、観光業であれ、そういうようなシーズはいっぱいあると思つて全国を回りながら見ております。

そして、出生率が高く、女性が働きやすい地方というものにどれだけ雇用と所得の場をつくるかということであつて、そうしないと日本全体がどんどんと衰退に向かつて進んでいくわけでありませぬ。このいろいろな御提案を頂戴いたしておりますが、要は地方において、これは別に東京も含むわけでありませぬが、一人一人の国民にとって本当に働きやすくなった、住みやすくなった、子育てがしやすくなった、そういう形の分権というものを進めてまいりたいということをお願いいたしたいと思つております。

やはり、現場のことは現場ではないとわからないことが山ほどあつて、そこから非常に遠い距離にあります霞が関あるいは永田町ではわからないことが山ほどございませぬ。そういう意味で、今回の御提案というものは子ども・子育て支援でありますとか、あるいは地域の生産性を上げるでありますとかそういうことがたくさんございませぬ。この地方分権というのは、やってもやらなくてもいいのではなくて、今回これをやり、それぞれ地域の方々のそういうような利便に資することを目いっぱいやっていかなければなりませぬ。特に子育てや女性の働き方、あるいはシニアの方の働き方はそうだと思つております。人口が減り、働く人が減つて経済が成長するはずはないのであつて、私は別に経済成長至上主義に立っているものではありませんが、このままいけばそういう日本が待っているわけで、それぞれの地域におきまして、そういうシーズをさらに生かすような分権ができますように、先生方のお力、お知恵を賜りたいと思つているわけでありませぬ。

ぜひともよろしくお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大変お忙しい中、駆けつけていただきまして、公務のため大臣はここで御退室されませぬ。どうもありがとうございました。

(石破内閣府特命担当大臣) すみませぬ。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(石破内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、議事を再開させていただきたいと思います。

戸田議員、補足がございましたらどうぞ。

(戸田議員) 分権改革について、町村の関心が薄いというところのお話をさせていただいたところでございます。ただ、石破大臣がおっしゃるように現場のことは現場が一番よく知っているということで、ひょっとしたら知恵は現場にあるのかもしれない。そのような思いの中で、独自のPRというものをもっとしていかなければいけないという思いを持っております。そして、地域住民にとってよかったと思えるかどうか、今、おっしゃっていたのですけれども、それがポイントではないかと思うのです。

実は、私自身もできるだけPRを最近するようにしています。その中で、一番ぱっと関心を持たれるのは佐賀のパスポートの例です。自治体で発行ができる。これはそのようなことができるのだと、今まで誰も考えていなかった住民サービスの一番いい例です。こういう例というものを示していく。それから、長崎のいわゆる車道の問題がありましたね。あれなども非常にわかりやすいです。ですから、私は地方分権改革事例集を活用して説明しておりますが、その2つが一番関心をお持ちいただける実例でありますので、もっと簡単な広報でもって広く住民の皆さんに対応するという。それよりも職員にということですが、職員とトップと、この両方から当たらなければ難しいかなという気がいたします。

町村会としてもっとみずからPRしていきたいなという思いを持っておりますので、披瀝だけさせていただきます。

(神野座長) ありがとうございます。

市町村から提案が必ずしも多くないというか少ないことについて、森議員も大変御苦労を頂いて、市長会のほうでも諦めの気持ちがあるけれども、提案をすればそれ自身、この事務局を通じて実現していくものも非常にあるのだということを説明していただきたいという声を受けて参上したこともありまして、市長会のほうでも十分に取り組んでいただいて、その成果が現れてきたと考えております。

森議員、何かありましたらお願いします。

(森議員) ありがとうございます。

市長会の会議の場に神野先生においでいただきまして御報告いただいて、空気は大分変わったのであらうと思っています。

今、お話のありましたことに関連して、実は去年のこの場でも申し上げて、おとしも申し上げたのですが、すぐれて事務的な話ですが、25年から始まってきた流れの中で、最初のうちは随分各省庁で「現行制度で対応可能」という回答があったわけです。それをまとめたものをぜひつくってほしいと毎年申し上げてきまして、これだけで現場の実務者に行ってみると随分違うわけです。

去年も同じで、私が具体的に対応を当面してきた課題ですけれども、街区公園の一部を畑にして近くの高齢者に野菜をつくってもらおうとすると、国土交通省は当初は柿はいいけれども、野菜はだめだと。昭和31年などに書かれた公園法のコンメンタールに確かに抑制的に書かれていました。でも、法はそのようなことを全然規定していないので、そうすると、議論していくと現行法でできるということになってくるということがたくさんあります。それを、少なくともこの会議で25年以来出てきたものに関しては一覧のものにまとめていただけないかと去年も申し上げて、それを各市町村に配布していただくと現場の担当者は随分意欲が上がる。何だ、できると言っているのではないかということになっていくのであろうと思いますので、最初にそれをぜひお願いしたいと思います。その上で、その外にあるものをどうあぶり出してくるかということなのであろうと思いますので、現場の課題のうちかなりの部分は何だ、できるのだという部分がすごく多いと思います。

例えば単体で一団体として動いて要綱を直してもらったり、変更したりなどということだって私たちはやってきているわけなので、そういうことについても情報を共有していくことが大事で、例えば朝早くにお子さんを保育園に預けたときには熱はなかったけれども、午後2時に熱が出てきましたというのを、市役所に依頼していただくと市のベテランの保育士がママにかわってお迎えに行く。そして、係りつけ医に診せて市の施設で預かるというようなことは、2年前には厚生労働省は絶対にだめと言っていたのですが、今年度の当初に向けて昨年の後半から要綱を変えていただきまして、お迎え型の幼児保育というものができると変わってきました。例えばそういうことなどについても、どこかから支障事例として上がってくれば、それはできますよみたいなことが、省庁に照会すれば出てくるということであらうと思いますので、数を出して、事務的に大変かもしれないかもしれませんが、それぞれに出す。そうすると現行制度でできます、これはこうでということになって、事務的に大変なのかもしれないけれども、過去にここで示していただいたものだけまとめるだけでも随分違うのであろうと思っていますので、よろしくお願ひします。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかいかがでございましょうか。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 地方分権を加速・強化するという趣旨で、規制緩和ということが中核に出ております。例えば、従うべき基準を参酌基準にするとか、同意付き協議を単なる協議にするなどということ、去年は、私は、どの基準、どの協議に当たるかは地方公共団体に当然にわかっている、それを緩和するだけと考えていたのです。けれども、今年出てきた提案を見ますと、地方公共団体のほうが、ある事項について、参酌基準なのでしょうかというような心配をすごく持っています。実際に見てみると、省令などでは、従うべき基準と参酌基準が同じ基準の中で入り組んで書かれていて、アクロバティック

な規律で、法制に詳しい人が見れば整理ができるかもしれないのですけれども、普通に見たらとても仕分けができないようなことがあります。同様に、同意付き協議なのか、単なる協議なのかという区別が判然とつかない。ですから、地方公共団体から国に1回問い合わせをして聞くというところから入らないと話が始まらないというのは、その段階で既に対等ではなくなっているということがあります。従うべき基準、参酌基準、同意付き協議、協議、これが基本の区別であるとする、それがある程度明瞭にはっきりわかるような一覧表を作成するなど、そういうものをきちんとわかるようなところから始めないといけない問題があります。そういう目で見ると、正面からそれ単体では提案としては出ていないとしても、出ている提案の横にはいつもそういう問題があるということに、最近気がつきました。こうした点にも注意して、今年は議論してきたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかいかがですか。

市川議員、何かございましたらどうぞ。

(市川議員) 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

今までいろいろなお話を聞きまして、まず最初に市町村に対する説明会を非常に丁寧にされて、その結果として提案の数にもつながっていると思います。こういう自らが動くことで会議が進むのだという流れを大切にすると、そういう意味では、フォローアップということに関しても、提案そのもののフォローアップだけでなく、支障事例や問題が出てきたときに、市町村を初め関係行政がどうアプローチすればいいのかという点のフォローアップもしていただくような仕組みというものが大切かなと思います。

今後の議論を進める上で、私は詳しく法律のことをまだよくわかっていませんけれども、いろいろな決めごとがある。その決めごとをどうするかという議論に陥っているのですけれども、新しい枠組みをつくるという発想で問題解決ということもできるのではないかと思います。

国は財政問題も含めて非常に大きな問題、課題に直面しているわけですが、それを解決する上で、私は国が持っている、市町村も含めて、我々の持っている資産や資源をどう有効に活用していくか、生かしていくかという視点が次の判断にとって重要ではないかと思うのです。ですから、新しい枠組みを、ストック社会を迎える我々がどういうようにしてそれを生かすのか。人材に関しても、少子高齢化に対応するためには今ある人材でいかに生産性を向上させたり、有効に生かしていくかという、そういう視点で枠組みそのもののあり方というものを同時に議論していくべきかと思います。

これからの支障事例の議論を進めていく上で、そういう視点を持って議論に参加させていただきたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 今の枠組みということに少し関連するかもしれませんが、2年前に「総括と展望」を示したわけですが、それを基に提案募集方式はかなり前進してきたと評価できると思うのですが、その「総括と展望」の中で、地方に期待することとして住民自治の拡充というものを記しているのです。今、それぞれの自治体を単位にどう分権をしていくか、その中で提案募集方式というのは非常に有効に働いているということがわかってきたわけですが、先ほどの議論にもありましたように、広域連合や一部事務組合など新たな自治の単位というものもありますし、さらに先の住民自治をこれからどう高めていくか、そういったところにこの地方分権がどのようにコミットしていくのかというのが次の議論として出てくるのではないかなと思って、今日の皆さんのお話を伺っておりました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

私も今回、市町村からの提案が増えたことは、現場からの実態を踏まえた声ということで、とても意義深いものであると思っています。ぜひ、それを実現する形で私も提案募集検討専門部会に引き続き力を入れさせていただきたいと思います。

提案内容につきましては、規制緩和等に係るものが大分増えている状況でございます。規制緩和という基準で提案の多かった子ども・子育て支援の分野ということになりますと、一般論としては、どうしても住民目線では基準の引き下げになってしまうのではないかと懸念が出てくる分野になるかと思えます。そういう懸念は確かに否定できないのですけれども、しかし、地域が地域の実情に応じて手厚くできるところは手厚くし、効率化できるところは効率化するという対応が可能になります。地域の中で何がいいのかということをしっかり考えていくという意味では、地域で判断する自由度を高めるといった形の提案の実現ができればと考えています。

例えば資料6の7ページの13番で出させていただいておりますような提案につきましては、病児保育事業に係る要件の緩和となっておりますけれども、地域でより良い行政サービスを提供するためにどうするかといったときに、御説明では兵庫県の提案や徳島県の提案を紹介されましたが、それぞれ異なる対応策が示されております。基準を緩和する、自由度を高めることによって、各地域がより望ましいと思う方法で政策目的を実現することができる。こういう形を支援するという方向での制度の見直しの議論ができればと今の段階では考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

野口構成員、どうぞ。

(野口構成員) ありがとうございます。

今の勢一先生のお話にもあったのですけれども、やはり市町村からの提案が増えたということ、これは先生方や関係者の皆様の提案の掘り起こしが非常に目をみはる成果をあげたということと思います。

規制緩和というキーワードも出てきたのですけれども、私は本日の御説明を伺っていて、どれも大切な提案ばかりだとは思いますが、16ページにある30番の滑川市からの提案というものは非常に目をみはるものがあると思っておりました。市町村長から知事に対して物を言う機会を欲しいという御提案で、規制緩和とは異なる方向のこういう積極的な御提案が載るようになってきているというのも市町村からの提案の掘り起こしの成果の一つなのかとかがえました。どれも重要な御提案なので、真剣に先生方と力を合わせて議論をさせていただければと思っております。

以上です。

(神野座長) 伊藤構成員、そして、最後に谷口議員でお願いします。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

既に議員の皆様、構成員の皆様からの御意見があったわけですが、やはり市町村からの提案がふえたということで、現場の声を今年はより拾えるような形で進めていきたいと考えております。

最初に平井議員から御指摘のありましたとおり、この分権改革の取り組み全体の枠組みにかかわるようなことで新しい課題が出てきていると御発言がありました。ですから、今年もこの提案募集を進めた結果、何か全体の枠組みにかかわるような知見が出てくることがあれば、ぜひこの会議にフィードバックして再び議論をする機会を設けていただければと考えております。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) お時間、ありがとうございます。

本年度も提案募集検討専門部会も先生方、また、事務局の皆様、関係者の皆様、大変なお仕事を本当にありがとうございました。既にいろいろな先生方から御指摘のとおり、また本年も大きな成果が上がったということで、大変ありがたく感謝しております。

今回は情報発信や、また、説明会等を市町村に行っていただいたということで、少ないと指摘されていた市町村からの提案件数が増加しているということですので素晴らしいと思うと同時に、今、先生方が御指摘のように、今後は市町村と都道府県との間の調整が出てくるような部分についても配慮が必要になっていくのかなと思いました。

また、資料3に全体の提案の特徴がまとめてございますように、権限移譲に関する提案については、権限移譲というのは非常に難しいというか、重い課題も含まれているということもあるし、これまでに既にいろいろ出ているということもあるかと思いますが、これが減少傾向であると。これに対して規制緩和等に対する提案は増加傾向にあると。これは去年との対比ですけれども、3年間でもしそういうトレンドがあるとすれば、や

はり実現可能な方向のほうに提案がいつているのかなという気もいたします。権限移譲が非常に難しいということは、このようなことからまた学ばせていただいておりますけれども、そうであるとすれば、こちらの地方分権の会議というものがどういった形でこれを支援できるのかということに改めて考えさせられました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

そろそろ時間でございますので、最後まで御熱心に生産的な御提案を頂いたことを感謝申し上げて、まとめさせていただきますと、まず初めに小早川議員から御指摘のありました提案募集の対象外である提案につきましては、私の預かり事項にさせていただいて、高橋部会長と相談しながら対応を決めていきたいと思っております。後日、何らかの方法で皆様方には御報告申し上げたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。

その上で、提案募集検討専門部会で検討する重点事項については、今日御説明がございましたように、資料5及び資料6のとおりさせていただいて、もちろん本日の議論でこれから進めていく上での注意事項、留意事項等々も頂いておりますので、それを踏まえながら、提案募集検討専門部会において検討を進めさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) では、そのようにさせていただきたいと思っております。

それから、高橋部会長から、今年度は市町村からの提案、子ども・子育て等々、提案内容が非常に多岐にわたっているという御説明がございました。そのことを踏まえて、提案募集検討部会の検討体制はそれに対応するような形で充実を図っていきたいと高橋部会長からも御提案がございましたけれども、そのようにさせていただければと思います。これも高橋部会長と私のほうで相談をさせていただいた上で適切に取り計らいたいと考えておりますので、それもお認めいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに何か御発言がなければ、本日の会議はこれにて閉じたいと思っておりますが、何かございますか。事務局からは連絡事項は特にありませんか。

それでは、以上、多分天候はもつと思っておりますが、何か不気味な空模様になってきているようですが、最後まで御熱心に御討議いただきましたことに感謝を申しつつ、本日の合同会議はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。